

下小岩小学校 PTA 細則

第 1 章 入会規定

第 1 条 本細則は、会則第 5 条に基づき、下小岩小学校 PTA への入退会について必要な事項を定める。

- (1) この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
- (2) この会の入退会のタイミングは原則年 1 回の入会届 兼 継続届（電子データも含む）の提出をもって決定する。
- (3) 上記以外の入退会について下記のとおりとする。
 - ①途中入会：入会する場合は入会届を提出する。ただし、活動内容、会費は本部役員で考慮し決定する。
 - ②自動退会：子の卒業転校、教職員の異動による場合は自動的に退会とする。（退会届の必要はない）
 - ③途中退会：退会する場合は退会届を提出する。

※退会による返金は事務手続き上、対応致しかねます

第 2 章 PTA サークル規定

第 2 条 本細則は、会則第 20 条に基づき、PTA サークル活動の具体的な活動内容を定める。

- (1) サークル会員の資格 下小岩小学校 PTA 会員または旧下小岩小学校、旧下小岩第二小学校 PTA 会員 OB であること。
- (2) サークル代表者 原則として下小岩小学校 PTA 会員であること。
- (3) 活動期間 総会から翌年 3 月 31 日までとする。
- (4) 活動報告 活動報告書を総会資料として提出する。
- (5) 各種大会参加費等 本部役員が承認したものは支給する。
- (6) 活動時間 学校の教育活動に支障がない範囲で行う。
- (7) PTA への協力 サークル会員は PTA イベントへの協力を惜しまない。
- (8) 印刷物の配布 事前確認の上で、PTA 会長、サークル代表者の氏名を記載し配布する。

第3章 個人情報取扱規定

第1条 本細則は、個人情報の取り扱いについて必要な事項を定める。

第2条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及び その他の個人情報データベース（以下個人情報データベースと略称する）の取り扱いについて定めるものとする。

第3条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

第5条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 本部役員、及び本部役員会で必要と認めた会員とする。

第6条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせる又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条 取得した個人情報データベースは、PTA 活動に必要な目的にのみ利用する。

第8条 個人情報データベースは PTA 室の鍵の掛かった金庫で保管する。

第9条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに PTA 会長に報告する。